まいきせいかつ ささ (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

すいしん してん 【**推進の視点**】

・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるようサービス基盤 ・ ないまで生活することができるようサービス基盤 ・ では、 では、 では、 では、 では、 でものできるようサービス基盤 ・ では、 では、 でものできるようサービス基盤 ・ できじっ でっよう ・ の充実が必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

①サービス基盤の整備

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の

 てんかん かいこほけんほう もと つうしょかいこじぎょうしょ ちいきほうかつしえん
 転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域

 そうごうこうかきんとう かつよう しせつせいび じんざいいくせい ちいきとくせい ふ とりくみ すいしん

 づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進し
 ます。
- しんだいしょう ひと いとう にちじょうせいかつ ほじょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん りょう ちょうどうけん りかい りょう そくしん はか ふきゅうけいはつ つと 道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。
- とう ゑ ゑ かんこうち くるま しょうしゃとう りょう た きのう せいび そくしん 道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。
- ・ 障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度などについて、精神障がいのある人等も対象 で つづ くに かんけいきかん ようせい に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。

まいき じんざいいくせいとう ②地域の人材育成等

- ・ 共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成や市町村における地域での見守り活動等を推進します。
- ・ ボランティアの育成等の充実に努め、道民や団体によるボランティア活動を促進します。
- ・ 子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を 下がい ちいきせいかつしょんじぎょう すいしん 展開する地域生活支援事業を推進します。

(4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進

【推進の視点】

・ 道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づく りを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、 によりまする。 は、 こうれいしゃ でまざま まいきじゅうみん さんかく まいと できまざま まいきじゅうみん さんかく まいと でまざま まいき しゅうみん さんかく とりくみ まいしん でっよう 住民の生きがいづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進することが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近 ちいき たいおう しょうみんどうし ささ あ な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型 ちいきふくしきょてん とりくみ すいしん 地域福祉拠点の取組を推進します。
- きばんせいび そうだんしえん にっちゅうかつどう ば す ば しゅうろう ばめん じゅうみん しゅたいてき 基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的

な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護 事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した しせっせいび じんざいいくせい ちいきとくせい ふ とりくみ すいしん 施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。

(5) 地域間格差の縮小

【推進の視点】

・ 障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮し きばんせいび すす た基盤整備を進めることが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

①居住系サービス(施設入所支援)

・ 地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活へのいこう はか たいせい せいび すす しせっにゅうしょしえん ひっよう しょう ひと 移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の じょうきょう こうりょ ぜんどういちけんいき こういきてき にゅうしょていいん ちょうせい おこな 状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。

きょうどうせいかつえんじょ およ にっちゅうかつどう ②居住系サービス(共同生活援助)及び日中活動サービス

・ グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労継続支援などの日中活動の場については、りょうしゃ せいかつけんいき つうしょとう そうごりょう かのう たんい ちゃくもく きばんせいび 利用者の生活圏域(通所等によりサービスの相互利用が可能な単位)に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位で必要なサービス基盤の整備について調整を おこな 行います。

ほうもんけい およ そうだんしぇん ③訪問系サービス及び相談支援

- ・ 相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備 ちょうせい まこな について調整を行います。

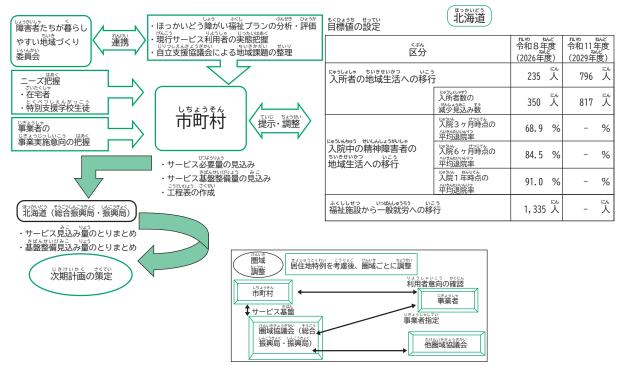
ちょうせい ほうほう **4調整の方法**

- ・ 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所(入院)・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。
- しちょうそん たい しんきさんにゅうじぎょうしゃ していじぎょうしゃ じょうほう ていきょう ふそく 市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス じょうしゃ さんにゅう はたら はたら ままるの参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。

⑤サービスを担う人材の確保

・ サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であ しちょうそん たい じんざい かん じょうほう ていきょう つと ることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。

ず図13 【サービス基盤の地域間格差縮小のための取組】



(6) 施設による支援

まいしん してん 【**推進の視点**】

・ 障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組 のひとしまん とりくみ かのよう

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた 「はいっしえんけいかく」もと、いまう。 でと、しせっ く しゅうじっ しゅうじっ しゅうじっ しゅうじっ します でき 利用している人の施設での暮らしを充実させます。
- しょうがいしゃしぇんしせつ せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん たんきにゅうしょ じっし ちぃき せいかつ しょう で書者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障が ひと しぇん とりくみ そくしん いのある人を支援する取組を促進します。
- しょうがいじにゅうしょし せっとう いこう しょうがいしゃし えんしせっ りょう ひと たい ひつよう しえん けいぞく ・ 障害児入所施設等から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続される しぇん けいぞく しぇん よう支援します。

げんじょう かだい 【現状と課題】

しょうがい つう しょう よういん しっぺいとう よぼう そうきはっけん ちりょう じゅうじつ くわ しょう けいげん 生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減する じゅうじつ もと リハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに退院後 もいきせいかつ しえん ひつよう の地域生活に支援が必要です。

じどうししゅんき こころ もんだい びょう せいしんしっかん かんけい じさつょぼう こうじのうきのうしょう さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障 しょん ひつよう がいのある人に対する支援が必要です。

かんが かた 【考**え方**】

・ 障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることで、また、できましていきょうたいせい じゅうじつ はか しょう げんいん しっていとう よぼう そうきはっけん ちりょう が出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の まいしん はか 推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

てきせつ ほけん いりょうしさく じゅうじつ (1) 適切な保健・医療施策の充実

【推進の視点】

- こうひふたんいりょうせいと てきせい うんえい はか いりょう ひっよう しょう ひっと あんしん てきせつ 公費負担医療制度の適正な運営を図るなど、医療が必要な障がいのある人などが安心して適切ないりょう うと 医療を受けられるよう努めます。
- びょう せいしんしっかん かん そうだんし えんたいせい じさったいさく じゅうじつ っと うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。
- * 教急医療施設の整備のほか、合併症の方や遠隔地の方へ対応するため、地域における医療機関の
 れんけいきょうか すいしん
 連携強化を推進します。

【推進施策】

しょう しゃ ほけん いりょう ていきょうたいせい ①**障がい者への保健・医療の提供体制**

- ・ うつ病等に対する保健医療福祉サービスを強化するため、内科等かかりつけ医に対する資質の向上
 はか いりょう ほけん ふくしとう かくぶんや れんけいたいせい せいび ます
 を図るとともに、医療・保健・福祉等の各分野との連携体制の整備を進めます。
- たいめん でんわ こころ けんこうそうだん じっし じさったいさく いぞんしょうとう かん けんしゅう ぎじゅっしょん 対面や電話による心の健康相談を実施するとともに、自殺対策や依存症等に関する研修や技術支援 しちょうそんとうみぢか ちいき そうだんたいせい せいび はか により市町村等身近な地域における相談体制の整備を図ります。
- 「北海道自殺対策連絡会議」や、道立保健所に設置している「自殺対策地域連絡会議」を通じ、「北海道自殺対策連絡会議」や、道立保健所に設置している「自殺対策地域連絡会議」を通じ、
 はけん いりょう ふくし きょういく しほう しょうこう ろうどうとう かんけいきかんおよ だんだい れんけい ほっかいどうじさつ 保健、医療、福祉をはじめ、教育、司法、商工・労働等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺 たいさくこうどうけいかく もと しさく そうごうてき すいしん 対策行動計画」に基づく施策を総合的に推進します。
- きゅうじつ やかんとう きんきゅう せいしんかいりょう たいおう せいしんかきゅうきゅうけい まいび てきせつ 休日、夜間等における緊急な精神科医療へ対応するため、精神科救急医療体制を整備し、適切ないりょうおよ ほご きかい かくほ はか 医療及び保護の機会の確保を図ります。

②保健活動の基盤整備

・ 市町村保健センター*72 (類似施設を含む。)を拠点として、市町村における一貫した保健サービス まんかつ ていきょう ほけんじょ せんもんてき ぎじゅつてきしえん つと が円滑に提供されるよう、保健所による専門的・技術的支援に努めます。

しょうに たい こうど せんもんてき いりょう ていきょう ③小児に対する高度・専門的な医療の提供

・ 子ども総合医療・療育センターは、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な問産期医療を提供する特定機能問産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、が、てき医学的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携しないます。ではます。ことは、これにより、そうごうはったっしょん とう ていきょう ことう ていきょう とう ていきょう ことう ていきょう ことう ていきょう でいきょう こと さら ていきょう こと そうごうはったっしょん とう ていきょう こと そうごうはったっしょん とう ていきょう こと 複合的なサービスの提供に努めます。

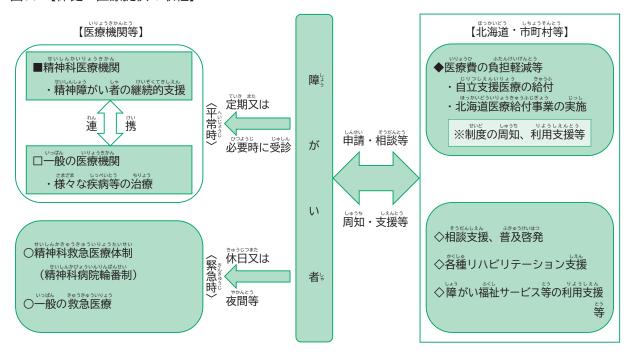
しかほけんいりょうたいせい じゅうじつ **独科保健医療体制の充実**

ほっかいどうしょう しゃ し か いりょうきょうりょくいせいど し か ほけん 北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がいのある人が身近なところ しかほけんいりょう う しかいしかいとう れんけい たいせい せいび つと で歯科保健医療サービスが受けられるよう歯科医師会等と連携し、体制の整備に努めます。

いりょうきゅうふとう じゅうじつ 医療給付等の充実

- かんけいきかん だんたい れんけい ぞうきいしょく かん ただ ちしき ふきゅう けいはつ いっそうすいしん 関係機関・団体と連携し、臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発を一層推進するとともに、 こっずい とうろく そくしん 骨髄バンクへのドナー登録を促進することなどにより、臓器及び骨髄提供体制の整備を進めます。
- しんたい しょう じょきょ けいげん ひつよう こうせいいりょう いくせいいりょう きゅうふ おこな 身体の障がいを除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。

ず ほけん いりょうていきょう とりくみ 図14 【保健・医療提供の取組】



しょう げんいん しっぺいとう よぼう ちりょう (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【推進の視点】

しょう げんいん しっぺいとう よぼう ちりょう すいしん てきせつ ほけん いりょう ていきょう ひつよう **障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療の提供が必要です。**

【推進施策】

しゅうさんきいりょう じゅうじつ 一周産期医療の充実

ちいき にんしん しゅっさん しんせいじき いた しゅうさんきいりょうたいせい かくほ しゅうさんき ぼ しいりょう 地域において、妊娠、出産から新生児期に至る周産期医療体制を確保するため、周産期母子医療セ ンター*73の整備や周産期救急情報システム*74による情報提供を行うなど、周産期医療体制の整備を進 あることにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進に努めます。

ぼ し ほけんかつどう すいしんとう ②母子保健活動の推進等

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・ はったつ おく かのう かぎ そうき はっけん にゅうようじけんこうしんさ こ おや よ そ しぇん て 発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など子どもと親に寄り添った支援の手 ゅうようせん しょん にゅうょうじけんこうしんさ こそだ しぇん しちょうそん がかりを見いだして早期の支援につなげるよう、乳幼児健康診査や子育て支援などの市町村における ぼ しほけんかつどう じゅうじつ しぇん 母子保健活動の充実を支援します。

ますうこうねんき よぼうたいさく じゅうじつ 3中高年期の予防対策の充実

- せいかつしゅうかんびょう はっしょう ょほう けんこうじゅうよう えんしん けんこう ゆほんょうそ えいょう 生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・しょくせいかつ しんたいかつどう うんどう きゅうよう いんしゅ きつえん し こうくう けんこう かん せいかつしゅうかん かいぜん そくしん 食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進します。

せいしんしょう ひと なんびょうかんじゃ かた しょう とくせい おう しえん じゅうじっ (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

【推進の視点】

- ・ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保を図り、障がいのある人や難病のある人などに対し適切なリハビリテーションが提供されるよう努めます。
- ・ 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域に ・ 交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域に ・ うしょうきのうしょう ひと かぞくとう たい そうだんしえんたいせい せいび ダメージを受けた、高次脳機能障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の整備やリハビリ でいきょう つと テーションの提供に努めます。
- しとう せいしんてきけんこう ほ じ じへいしょうとう はったつしょう か ていないぼうりょく やくぶつらんよう・ 児童の精神的健康を保持し、自閉症等の発達障がい、ひきこもり、家庭内暴力、薬物乱用といった じどうししゅんき こころ もんだい たいおう つと 児童思春期の心の問題への対応に努めます。
- しょうがいしゃぞうごうしぇんほう たいしょう なんびょうとう ひと たい ちいき しぇんたいせい ひつょう でっとう 障害者総合支援法の対象とされた、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

せいしんしょう ①**精神障がいのある人等への支援**

- にちじょうせいかつ しょう けいげん じりつ そくしん しちょうそんとう おこな きのうくんれん しえん すす ・ 日常生活における障がいを軽減し、自立を促進するため、市町村等が行う機能訓練への支援を進め しょんたいせい せいび すいしん るなど、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進します。
- ・ 精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制、地域における精神医療対策や精神科リハ ビリテーションの充実に努めます。
- ・ 高次脳機能障がいへの理解を深めるため、各障がい保健福祉圏域において、講演会、研修会の開催

 はいるというというといるという。 はけんぶくしけんいき こうえんがい けんしゅうがい かいさい かいさい ままから ままから まきゅうけいはつ おこな まうだんしえんとう ます まなどによる普及啓発を行うとともに、保健所における相談支援等を進めます。
- しえんきょてんいりょうきかん こうじのうきのうしょう しんだんきじゅん いまんきょてんいりょうきかん こうじのうきのうしょう しんだんきじゅん さま まいき いりょうきかん そうだんしえんきかんとう れんけい せんもんてき しどうとう すす もに、地域の医療機関や相談支援機関等との連携や専門的な指導等を進めます。
- こうじのうきのうしょう
 ひと たい
 こうじのうきのうしょう
 ・ 高次脳機能障がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就労、
 しゅうがく ざいたくせいかつ しょうがいふくし じぎょうしょとう りょうしえん しょんたいせい じゅうじつ はか
 就学、在宅生活、障害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実を図ります。
- こうじのうきのうしょう しゃしぇんれんらくかいぎ つう せんもんせい たか いりょうきかん いたくじぎょうしゃ ほけんじょ 「高次脳機能障がい者支援連絡会議」を通じ、専門性の高い医療機関などの委託事業者と、保健所とう そうだんたいおうしゃ れんけい こうじのうきのうしょう しゃ かぞく たい しゅうがく しゅうろう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう 等の相談対応者が連携し、高次脳機能障がい者やその家族に対する就学・就労、障害者就労施設等のりょう ざいたくせいかつ かか そうだんしぇんとう おこな かんけいきかん こうちく すいしん 利用、在宅生活に係る相談支援等を行う関係機関とのネットワーク構築を推進します。
- ・ クリニック等を含む一次診療施設(一般てんかん診療施設)と三次診療施設(専門的なてんかん

 「はいりょうしせつ さん じしんりょうしせつ さん じしんりょう しせつ さん じしんりょう しせつ さん じしんりょう しまか はかい はか しょん きょてんびょういん さい でんりょう れんけい はか しょん きょてんびょういん 診療施設)をつなぐ二次診療施設を認定し、てんかん診療の連携を図り、てんかん支援拠点病院が

せっち 設置する「てんかん治療医療連携協議会」にて、道、保健所、医師、当事者及び家族等と事業の検証 とう おこな かんけいきかん れんけいきょうか すいしん 等を行い、関係機関との連携強化を推進します。

- ・ てんかん医療は、専門的な診療を行っている機関について、患者だけでなく医療機関においてもいますがはまる。 では、いっぱん いし じょうぼうていきがはまる でからず、また、一般の医師への情報提供等についても充実を図る必要があることから、まれているよういん ちゅうじん せんもんてき そうだんしえんしゃ た いりょうきかん じちたい かんじゃかぞくとう れんけい てんかん拠点病院を中心に、専門的な相談支援者、他の医療機関、自治体や患者家族等との連携・整備を図るほか、てんかんについての助言・指導、地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、 ちいきれんけいたいせい せいび すす てんかん診療における地域連携体制の整備を進めます。
- かた たい そうき たいおう しちょうそん かくしゅそうだんしえんきかん きょういくきかんとう おうだんてき ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、市町村や各種相談支援機関、教育機関等、横断的 れんけいきょうか すいしん な連携強化を推進します。
- いぞんしょう かん ちしき ふきゅう とうじしゃ かぞく ちいき しえん
 ・ 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対す
 けいはつ いぞんしょう じじょ しえんしゃ じっし
 る啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、いぞんしょうしえんたいせい こうちく そくしん
 依存症支援体制の構築を促進します。
- ・「北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。
- ちいきせいしんほけんふくしかつどう すいしん ほけんじょおよ かんけいきかん ぎじゅつてきしえんおよ こうほう けんしゅう そうだん 地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び関係機関への技術的支援及び広報、研修、相談せいしんほけんふくし きのう じゅうじつ つとなど、精神保健福祉の総合的な拠点としての精神保健福祉センターの機能の充実に努めます。

では、こうじのうきのうしょう たい とりくみ 図15 【高次脳機能障がいに対する取組】

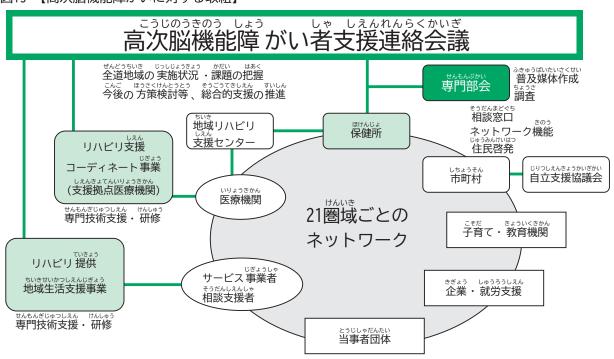
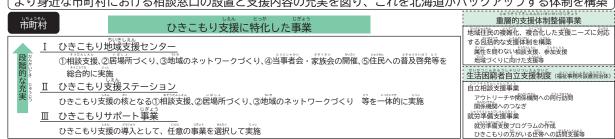
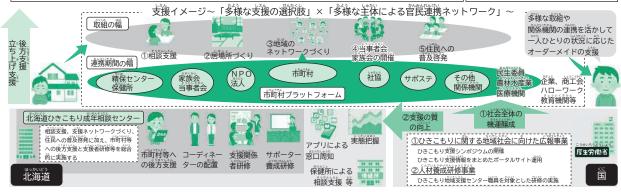


図16 ひきこもり支援施策の全体像

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを北海道がバックアップする体制を構築





②難病等である人への支援

- ・ 身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を 図ります。
- ・ 北海道難病センター、市町村及び関係団体と連携して、新たに障害者総合的支援法の対象とされた
 いっかい かた ふく なんびょうとう ひと せいど ふきゅう ひつよう じょうほう ていきょう はか
 疾病をもった方を含め、難病等である人への制度の普及や必要な情報の提供を図るとともに、ニーズ
 はう しょうがいふくし とう かつよう うなが
 に応じた障害福祉サービス等の活用を促します。

また、医療機関に対し、制度対象となることなどについて周知するとともに、障害福祉サービス じきょうしょ たい しっぺい とくちょう しゅうち はか なんびょうとう ひと うけいれ たいしょう もと 事業所に対しては、疾病の特徴などの周知を図り、難病等である人を受入の対象とするよう求めるなど、 なんびょうとう ひと えんかっ りょう 難病等である人が円滑にサービス利用できるように努めます。

- していなんびょう とくていしっかんおよ しょうにまんせいとくていしっぺい ちりょうけんきゅう すいしん いりょう かくりつ ふきゅう はか 指定難病や特定疾患及び小児慢性特定疾病の治療研究の推進により、医療の確立や普及を図るとと かんじゃ いりょうひ ふたん けいげん もに、患者の医療費負担を軽減します。
- なんびょう ひと かぞくとう たいしょう にちじょう せかつ かか そうだん けんしゅう じっし なんびょう たい ・ 難病のある人やその家族等を対象とした医療や日常生活に係る相談、研修を実施し、難病に対する ふぁんかいしょう せいしんてきふたん けいげん はか 不安解消など精神的負担の軽減を図ります。
- なんびょう ひと しょう ざいたくりょうようしゃ たいしょう こうくうえいせいかんり こうくうきのうかんり そくしん りょうよう 難病のある人や障がいのある在宅療養者を対象に、口腔衛生管理や口腔機能管理を促進し、療養せいかっ しつてきじゅうじつ はか 生活の質的充実を図ります。

はいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

すいしん してん 【推進の視点】

- ・ 精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づます。 まいき じつじょう おう まいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ くわくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加えています。 まいき じつじょう おう まいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ くわくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加えていませい ちゅうしん ちいき せいしんほけん いりょう ふくし いったいてき とりくみ すいしん ひつょう 自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進が必要です。
- にゅういんちゅう せいしんしょう ひと ちいきせいかつ いこう すす ちいき りかい いりょうきかん ふく 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と医療機関を含め かんけいきかん れんけい けいぞくてき しぇん ひつよう た関係機関の連携による継続的な支援が必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

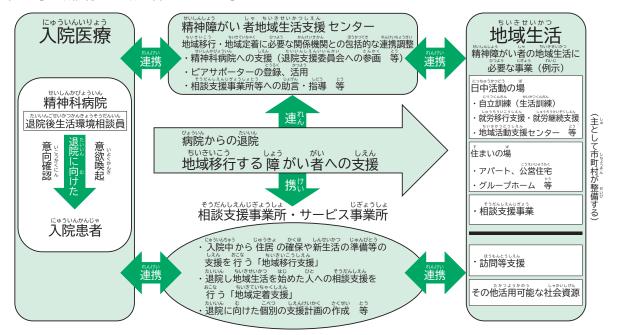
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既はんにでいる保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、に対している保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。
- せいしんしょう ひと たい ちいきじゅうみん りかいそくしんおよ てきせつ しょき しえん じっし む けんしゅうかい おこな 精神障がいのある人に対する地域住民の理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて、研修会を行うなど、地域における受入れのための普及啓発に努めます。
- ・ 精神科病院において、退院後生活環境相談員**76を中心に地域の相談支援事業所やピアサポーター等

 れんけい はか との連携を図りながら、本人への退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った地域移行支援が促進
 されるよう支援に努めます。
- ・ ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、精神科病院や相談支援

 じぎょうしょとう ほうかつてき れんけい せいしんしょう ひと ちいきいこう そくしん
 事業所等との包括的な連携などにより、精神障がいのある人の地域移行を促進します。
- たいいんこ あんてい ちいきせいかつ おく せいしんかびょういん そうだんしきんじぎょうしょとう せんもんじょく
 ・ 退院後に安定した地域生活を送れるよう、精神科病院や相談支援事業所等の専門職スタッフによる
 ほうもんとうしえん すいしん
 訪問等支援を推進します。
- ・ 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、グループホームなどの住まいの場や就労継続支援などの日中活動の場の確保、自助グかっとうしまん そうごうてき とりくみ そくしん ループの活動支援など、総合的な取組を促進します。

ず ちぃきぃこう ちぃきていちゃく 図17 【地域移行・地域定着のイメージ】



たよう じんざい かくほ ていちゃく ようせいおよ しつ こうじょう **多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上**

^{げんじょう} かだい 【現状と課題】

しょうしこうれいか じんこうげんしょう もと ろうどうりょく かくほ じゅうよう かだい なか しょう ひと 少子高齢化・人口減少の下で、労働力の確保は重要な課題であり、こうした中、障がいのある人ひ でしょう まいき ほんにん きぼう く じつげん とり一人が、地域で本人が希望する暮らしを実現していくためには、サービス提供基盤の整備はもとより、それを支える多様な人材の確保・定着・養成を図ることが必要です。

さらには、障がいのある人の意向や障がい特性などに応じた良質なサービスが提供されるよう、サービスの質を確保していくことが必要です。

かんが かた 【考え方】

じんざい かくほ ていちゃく ょうせい (1) 人材の確保・定着・養成

まいしん してん 【**推進の視点**】

- ・ 障がいのある人の支援に携わる人材が定着するよう、従事者の処遇の改善が必要です。
- りょうしゃ てきせつ りょうしつ ていきょう しっ こうじょう はか ひつよう ・ 利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要 です。
- ・ 当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援ができるピアサポーターの養成を推進します。
- きょうとこうどうしょう ひと てきせつ せんもんてき しえん おこな ひつよう しょう しゃふくししせつとう 強度行動障がいがある人には、適切で専門的な支援を行う必要があるため、障がい者福祉施設等の

第(

4

じゅうじしゃ せんもんてき ちしき ぎじゅつ み っ ひつよう 従事者が、専門的な知識や技術を身に付ける必要があります。

<強度行動障がいとは>

すいしんしさく 【**推進施策**】

ふくし ほけん いりょうかんけいしょくしゅ ようせい かくほとう ①福祉・保健・医療関係職種の養成・確保等

- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画策定の中心的な役割を担う相談しまんじゅうじしゃ ていきょう かんり せきにんしゃとう ようせい つと 支援従事者や、サービス提供プロセスを管理するサービス管理責任者等の養成に努めます。さらに、そうだんしまんじゅうじしゃ かんりせきにんしゃとう れんけい はまん じゅうじしゃ かんりせきにんしゃとう れんけい はまん ほんにんちゅうしん はいっていちゃく そくしん 確立と定着を促進します。
- ・ 障がいのある人の健康な生活を支援するため、医師や保健師、看護師などを目指す学生等に対して
 しゅうがくしきん かしつけせい と しゅう ち かつよう せんざい ゆうこうかつよう ほけんいりょうかんけい 修学資金の貸付制度を周知し活用するほか、潜在している人材の有効活用などにより、保健医療関係
 せんもんしょくいん じんざい かく ほ つと
 専門職員の人材の確保に努めます。

②サービス提供の担い手の確保

- でいきょう にな て ほうもんけい じゅうじしゃ きょたくかいこ じゅうどほうもんかいご こうどうえんご どうこうえんご ・ サービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)、 きゅういんじゅうじしゃとう ちぃき ようせい そくしん たん吸引従事者等の地域での養成を促進します。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等においてきせつ しぇん しょう しょん はん しょうがいかくし とう こうじゅうきゅうしょう ゆんざいいくせいとう つう しぇんたいせい せいび はか て適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

かくしゅけんしゅうじゅうじつ ③各種研修の充実

- ふくしかんけいしょくいん ちしき ぎじゅつ こうじょう はか しょくしゅ ぎょうむけいけん おう けいかくてき たいけいでき けんしゅう おこな・ 福祉関係職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた計画的、体系的な研修を行い、 でもまう ひと ちゅうしん きゅう でいき あら もと きゅう でがいのある人を中心としたケアマネジメントや相談支援など、地域で新たに求められている機能のかくほ つと 確保に努めます。
- ・ 福祉と連携した質の高い保健・医療を担う人材を養成するため、保健・医療関係職種に対する研修

 きかい かくだいとう せんもんぎじゅつ こうじょう ふくしちしき しゅうとく しえん つと 機会の拡大等による専門技術の向上や福祉知識の習得などの支援に努めます。
- しちょうそん ほけんかつどう じゅうじつ ほけんし えいようし けんしゅう おこな ししっ こうじょう つと 市町村における保健活動の充実のため、保健師、栄養士などの研修を行うなど資質の向上に努めます。
- じとうそうだんじょ しんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょ せいしんほけんふくし とう どうりつしせつしょくいん ちしき ぎじゅつ こうじょう 児童相談所や心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター等、道立施設職員の知識・技術の向上はか けんしゅうとう じっし を図るため、研修等を実施します。
- とうりようけいがく さくせい そうだんしえんせんもんいん ていきょう ちゅうかく にな かんりせきにんしゃ サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、サービス提供の中核を担うサービス管理責任者 じとうはったつしえんかんりせきにんしゃ そうだんしえんじゅうじしゃ ようせいけんしゅう ほっかいどうじりっしえんきょうぎかい かつよう や児童発達支援管理責任者、相談支援従事者の養成研修について、北海道自立支援協議会を活用し、けんしゅうないよう じゅうじつ はか 研修内容の充実を図ります。
- ・ サービス管理責任者や相談支援従事者等の資質の向上を図るため、地域づくりコーディネーターを かつよう みちか ちいき けんしゅう じっし 活用し、身近な地域でのフォローアップ研修を実施します。

- ・ 市町村における相談支援や地域移行を促進するため、障害福祉サービス事業所において、障がい 当事者としての経験を活かし、相談支援を行うピアサポーターを養成します。
- きょうとこうどうしょう ひと てきせつ しえん おこな ひつよう しょうがいふくし じぎょうしゃ じゅうじしゃ ・ 強度行動障がいのある人へ適切な支援を行う必要があるため、障害福祉サービス事業者の従事者の けんしゅう じっし 研修を実施します。
- しょうがいかくし しょうがい じ にゅうしょしえんおよ しょうがい じ つうしょしえんとう ていきょう じぎょうしょ しょくいん たい じんけん 管害福祉サービス、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所の職員に対して、人権 ようこ ぎゃくたいぼうし けんしゅう きかい つう しどうじょげん おこな の擁護や虐待防止のため、研修の機会を通じて指導助言を行っていきます。
- りょうしゃ てきせつ ていきょう しょうがいしえん くぶんにんていちょうさいんけんしゅう じっし 利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定調査員研修を実施します。
- ・ 福祉・介護職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた研修を行うとともに、 はよくいが けいせい しえん けんしゅう まいしん しょくいん かい こしょくいん けいせい しえん けんしゅう まいしん しょくば ていちゃくしえん つと 職員のキャリア形成を支援する研修などを推進し、職場への定着支援に努めます。
- しょう ふくし しょくば たい りかい そくしん つと たょう じんざい さんにゅうそくしん はか ・ 障がい福祉の職場に対する理解の促進に努め、多様な人材の参入促進を図ります。

じゅうじしゃ しょぐう かいぜん ④従事者の処遇の改善

しゅうぎょうかんきょう せいび 多就業環境の整備

(2) サービスの質の向上

【推進の視点】

・ 利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。

【推進施策】

- ・ 利用者が適切にサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表を行います。
- ・ サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を推進し、 りょうしゃ たい しつ こうじょう つと 利用者に対するサービスの質の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人の活動を推進し、利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、利用者による サービス評価の仕組みなどについて検討します。

じりつ しゃかいさんか そくしん ■ **自立と社会参加の促進**

しょう じ しぇん じゅうじつ **8 障がい児支援の充実**

【現状と課題】

・ 子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かできせつ つ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会の

・ 関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・

「はいりょう とくせい はいりょ しょう きょうがく じゅうじつ はか しょう はったつ 重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の
しぇん つと ひつよう 支援に努める必要があります。

かんが かた 【考え方】

・ 発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の
せいび じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん をうきはっけん をうきはっけん をうきはっけん できる 大いせい じゅうじつ はか をうきはっけん できる 大いせい じゅうじつ はか さんか はったつ しえん できる 大いせい じゅうじつ はか さんか はったつ しえん できる 大いせい じゅうじつ はか さんか はったつ しえん できる はったつ しえん できる はったつ しえん できる はったつ しょん たいせい じゅうじつ はか さんから にはから です がっこう がっこうきょういく さんれいき えんかつ いこう がっこうきょういく さんしは 学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、 じとう さいいこう かんきょう えんかつ いこう たいせい せいび はか 児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じまえ、5 には、いっかん と く にした できるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近はいまった。 はない まいき いっかん と く たいせい じゅうじっ はか できるだけ身近な地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実

こ はったつしえん じゅうじつ ①子どもの発達支援の充実

【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労しまんとう かんけい はか きゅう な いっかん しえん ていきょう たいせい こうちく はか ひっよう 支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。
- ・ 障がいのある子どもへの対応については、可能な限り早期に療育を開始し、基本的な生活習慣の
 しゅうとく うんどうきのう はったつ ささ ひょうに いくせい はいりょ ひつよう 習得や運動機能の発達を支えるとともに、社会性の育成などに配慮が必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

・ 障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、乳幼児健康診査などの ほしほけん こそだ しえんとう なか そうきそうだん かぞく じゅよう き はいりょ しんせい 母子保健サービスや子育て支援等の中での早期相談、家族への受容や気づきに配慮した申請によらな いサービスの利用、制度や資源につなげるつなぎの支援や、障がいのある子どもの発達支援に着目し せんもんてき しえん た専門的な支援など、市でしまかれてきいてものですとも発達支援体制の整備が図られるよう支援します。

- ・ 市町村において実施が困難な専門的支援については、子ども総合医療・療育センターや旭川子ども

 をうごうりょういく はったつしょうがいやしえん ちいき こういきてき じっし けんいきない かんけい 総合療育センター、発達障害者支援(地域)センターが広域的に実施するとともに、圏域内の関係

 きかんとう たい けんしゅう じょうほうこうかんとう きかい とお ちいき じんざいいくせいとう すいしん しえんたいせい じゅうじつ はか 機関等に対する研修や情報交換等の機会を通して、地域の人材育成等を推進し、支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供基盤となる施設や じきょうしょとう せいび そくしん いりょう きょういく れんけい こそだ いっぱんしさく しょう 事業所等の整備を促進するとともに、医療、教育との連携はもとより、子育て一般施策における障がいじ しえん かていてき よういくかんきょう ていきょう さとおやせいど かつよう すいしん 児支援との連続・連携した支援や、家庭的な養育環境を提供する里親制度の活用などについて推進します。
- ・ 障がいへの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い せんもんてき はったつしえん じゅうじっ はか ちいき りと いってい しえん う 専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう ちいきしえんだいせい こうちく はか 地域支援体制の構築を図ります。
- ・ 発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、はったっしょう リカい そくしん とりくみ すす はったっしょうがいしゃしょん ちいき ちょくせっ 発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援(地域)センターが、地域で直接しまん おこな ほいくしょ がっこう じぎょうしょとう せんもんてき しえんぎじゅつ じょげん おこな しえん しっこうじょうとう 支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等をそくしん 促進します。
- ・ 市町村で保健・福祉・教育等との連携体制を進めるために、振興局が行う発達支援に関わる関係しまくいな けんしゅう きょういくきょく おこな とくべつしえんきょういく かか こうどう かいさい かんけいきかん じょうほう 職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関が情報 まょうゆう はか コンド 大有を図るよう努めます。
- しちょうそん きょうぎかい しちょうそんとくべつしえんれんけいきょうぎかい しょう ふくしけいかくとうけんいきれんらくきょうぎかい かくきょういくきょく 市町村における協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局 せっち とくべつしえんれんけいきょうぎかい どうほんちょう せっち はったつしえんずいしんきょうぎかい こういきとくべつしえんれんけいきょう に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協 がくし きょういくおよ かんけいきかん じゅうそうてき しえんたいせい すいしん 議会*79がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。
- しょうがいじにゅうしょしせっ にゅうしょ じどう せいいこう かんきょう えんかつ いこう いこうちょうせい かか でき 見入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、移行調整に係る きょうぎ ぱ せっち すず 協議の場の設置を進めます。

^{かぞく} ②家族への支援

【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どもの家族の子育で不安を軽減し、子育でに自信が持てるよう、発達の各段階に応 して子どもの発達を支援するとともに、家族を含めたトータルな支援が必要です。
- ・ 家族への支援に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策との緊密な連携を図る 必要があります。

すいしんしさく 【**推進施策**】

はったつ おく しょう かのう かぎ そうき はっけん そうきしぇん ・ 発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思い に寄り添い、支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を 支援します。

- ・ 障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、 じとうそうだんしょ りょういくきかん かか も きかん せんもんか しんりてき 児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を おこな そうだんかつどう おや かいかつどう おや かいかつどう ゆうきてき れんけい はか かぞく 行うほか、ペアレントメンター*80による相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族への しえん じゅうじつ りかいそくしん つと 支援の充実や理解促進に努めます。
- ゅちか ばしょ こそだ かん そうだんしえん じょうほうていきょうとう そうごうてき おこな ちぃき こそだ 身近な場所において、子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の子育 おゃこ こうりゅう はか つと て親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。
- かぞく せいしんてき にくたいてき ふ たん けいげん まっちか ちいき たんきにゅうしょとう りょう たいせいせいび つと 家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入所等が利用できる体制整備に努めます。
- ・ 障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安を軽減するため、同じ障がいを持つ子の保護者が をうだんたいおう おこな にっちゅういち じしえん たんきにゅうしょとう りょう すす 相談対応を行うとともに、日中一時支援や短期入所等の利用を進めます。
- ・ 障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている だんたいとう れんけい こころ しぇん とりくみ ます 団体等と連携した心の支援の取組を進めます。
- ・ 子どもを育てる保護者が、子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消 たの こそだ で き ちいき ほごしゃしぇん じゅうじつ はか し、楽しく子育てが出来るよう、地域での保護者支援の充実を図ります。

ふくし ほいく ほけん いりょう きょういく しゅうろうし えんとう かんけいきかん れんけい しえん **③福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援** まいしん してん 【推進の視点】

- ・ 障がいのある子どもへの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係を対して行われる必要があり、連携を密にし、情報を共有することにより、障がいのある子どのある子どのある子どのある子どのある子どのある子どのあることが必要です。

_{すいしんしさく} 【**推進施策**】

- ・ 発達の遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行いとうそうだんじょ、ほけんじょ しちょうそん きょういくいいんかい いりょうきかん じどうふくししせつ がっこう ちいき うため、児童相談所、保健所、市町村、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域のかんけいきかん れんけい にゅうようじき がくれいき がくれいき せいじんき いっかん しえん つと 関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期へ一貫した支援に努めます。
- とくべつしえんれんけいきょうぎかい ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつ きょういくしえんけいかく 特別支援連携協議会****と地域自立支援協議会が、個別の教育支援計画とサービス等利用計画との じょうほう きょうゆうか はか れんけい しえん そくしん つと 情報の共有化を図り、連携した支援の促進に努めます。
- ・ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、ほけん びょういんしんりょうしょ ぼうもんかんご 保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援(地域)センター、はよかいじょうだんしまんじぎょうしょ ぼいくしょ にんてい えん ようちえん がっこう とくべつしえんがっこう じどう いいんとう かんけい 障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係をかん れんけい はか しえん ひつよう こ ほごしゃ しえん ほいくしょ がっこう しゅうろうとう てきせつ いこう 機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。

- ・ 子どもの発達の遅れ、偏りについては、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所、幼稚園、学校等の利用等を通して気づく場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。
- ・ 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策と きんみつ れんけい はか の緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのある子どもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。
- しちょうそん ほけん ふくし きょういくとう れんけい そくしん しんこうきょく おこな はったつしえん かか かんけいしょくいん 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、振興局が行う発達支援に関わる関係職員の けんしゅうきょういくきょく おこな とくべつしえんきょういく かか こうどう かいさい かんけいきかん じょうほう 研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報 きょうゆう か はか の共有化を図ります。
- ・ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校 は さくせい こべつ きょういくしえんけいかく いったいてき かつよう いまったい しょうがい じしょえん 等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援 りょうけいかくとう じぎょうしょ さくせい こべつしえんけいかくとう れんどう しえん ます 利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連動した支援を進めます。
- ・ 市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会とかくきょうがいるも立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会とができょういくきょく せっち とくべつしえんれんけいきょうぎがい どうほんちょう せっち はったつしえんすいしんきょうぎがい こういきとくべつしえん 各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援 れんけいきょうぎがい ふくしきょういくおよ かんけいきょうぎがい ぶくしきょういくおよ かんけいきょうぎがい はんけい よくしきょういくおよ かんけいきかん じゅうそうてき しえんたいせい すいしん 連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

(国内) はいきしゃかい さんか はいきしゃかい さんか (国内) の推進

すいしん してん 【**推進の視点**】

- ・ 障がいのある子どもが地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に かかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン(包容) を推進する必要があります。
- ・ 可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもと なかまづく はか の仲間作りを図っていくことが求められます。

まいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ にようかこじどうけんぜんいくせいじぎょう ようちえん しょうがっこうおよ とくべつしえんがっこうとう そだ は しえん きょうりょく (放課後児童健全育成事業)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるよ たいせい こうちく うな体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るととも に、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども本人 しえん ほうもんさきしせつとう しょくいん たい しえんぼうほうとう しどうどう おこな への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行います。
- ・ 昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の ラブロ そくしん 受入れを促進します。

しょう じしえんたいせい きばんせいび 多障がい児支援体制の基盤整備

まいしん してん 【推進の視点】

はったつ おく かたよ しょう こ しんしん じょうきょう おう じりっ しえん にちじょうせいかつ じゅうじつ はか 発達の遅れ、偏りや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実を図る

- ・ 広域分散型の北海道にあって、どこに暮らしていても、より身近な地域で支援が受けられるとともに、 しょう たいおう しょう とくせい おう せんもんせい かく ほ ひつよう とくせい おう でで、 障がい特性に応じた専門性の確保が必要です。
- しょうがいじつうしょしえん しょうがいじょうだんしえん しょう じおよ かぞく たい しえん しょう しょう しゅつ ねんれいべつとう おう からか ばしょ ていきょう ちぃき しぇんたいせい せいび 種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が ひつよう 必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 市町村が関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援体制が確保できるよう、相談支援

 せんもんいん いくせい ししつおよ せんもんせい こうじょう む とりくみ そくしん
 専門員の育成、資質及び専門性の向上に向け取組を促進します。
- ・ 家族の子育てに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンター ようせいとう かぞく たい しえんたいせい せいび はか できせつ の養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく適切な しんりょうりょういく う 診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。
- じとうはったつしえん せっち すいしん しせっきじゅん み せっち はあい 児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずにセンターを設置できない場合 ほいくしょとうほうもんしえん しょうがい じそうだんしえんとう してい う じどうはったつしえん どうとう きのう ゆう には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有すしちょうそんちゅうかく こ はったつしえん せいび すす る市町村中核子ども発達支援センターの整備を進めます。

その市町村中核子ども発達支援センターの整備に当たっては、地域の障がい児の健全な発達においちゅうかくてき、やくわりは、きかんにして認定し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族、その子どが通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他集団生活を営む施設からの相談対応や助言その他の必要な援助を行います。

また、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図るとともに子ども総合医療・療育センター、旭川 にどうそうだんしょおよ はったつしょうがいじゃしょん ちいき こうほうしょん おこな 子ども総合療育センター、児童相談所及び発達障害者支援(地域)センター等による後方支援を行う にゅうそうてき しょう しょんたいせい せいび ます など重層的に障がいのある子どもへの支援体制の整備を進めます。

- ・ 障がいの重度・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的しまかします。 はいませい まいき まゅうかくてき 中核的しまかします はいたっしょう はったっしょん な支援施設として、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達支援センターを活用し、障害児 できょう はったっしょう はったっしょう はったっしょう はったっしょうがい じゅうきょう まったっしょうがい じゅうきょう できょうしょ はか にゅうそうてき しょうがい じゅうとう まんたいせい すいしん 通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援体制を推進します。
- ・ 障害児通所支援事業の質の向上を図るため、関連施設との連携を促進するとともに、事業所の指定、 しとうかんさ じんざいいくせい けんしゅうとう きかい じとうはったつしえん 指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会に「児童発達支援ガイドライン*82」等を活用し、より
- ・ 障害児入所施設を利用する子どもとその家族への支援については、自立支援協議会等の場を活用し、 しちょうぞんしょうがい じ にゅうしょしせつ じどうそうだんしょ ほけん いりょうきかん そうだんしえんじぎょうしょ がっこうおよ しょうがいふくし 市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービぎょうしょとう れんけい にゅうしょしせつ りょう まえ じえんたいせい かくにん たいしょご しえん ビズ事業所等と連携し、入所施設を利用する前からそれぞれの支援体制を確認し、退所後の支援を

^{д す れんらくちょうせい はか} 見据え、連絡調整を図っていきます。

- ・ 施設を利用する子どもの中には虐待を受けた子どもが多くいることから、その支援に当たっては、

 こま たいおう おこな ひつよう はしせつ じょうきょう おう とり細やかな対応を行う必要があり、施設の状況に応じて、小規模グループケアの導入を検討すると
 ともに、入所施設の専門機能の強化を支援します。
- たいおう きかん いっぱっ ほっかいどう にゅうしょしせっ いっぱっ ほっかいどう にゅうしょしせっ ・ 入所施設は様々なニーズに対応する機関として位置づけられている一方、北海道では、入所施設が せっち けんいき げんじょう ちいき じつじょう おう みぢか ちいき かていてき せいかつ ていきょう 設置されていない圏域がある現状から、地域の実情に応じ、身近な地域で家庭的な生活が提供される かんきょう すいしん 環境づくりを推進します。
- ・ 18歳を迎える子どもが、退所後も安心して生活できるよう、入所中から、日中活動の体験利用やしてはないけん じりっしえんきょうぎかいとう ば かつよう しちょうそん しょうがいじ にゅうしょしせっ じどうぞうだんしょ ほけん 宿泊体験、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、いりょうきかん そうだんしえんじぎょうしょ がっこうおよ しょうがいふくし じぎょうしょとう しょくいんとう れんけい こ てき 医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等の職員等の連携のもと、その子に適しんろしえん おこな たいせい せいび した進路支援を行う体制を整備します。
- ・ 社会的養護の必要な障がいのある子どもの措置に関しては、障がいの程度や地域特性等により、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ支援することも含めて対応します。

できるべつ しまん ひつよう こ しまん ⑥特別な支援が必要な子どもへの支援

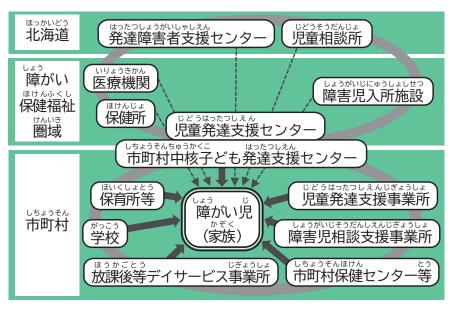
すいしん してん 【**推進の視点**】

【推進施策】

・ 児童養護施設や里親等を活用している障がいのある子ども、あるいは、家庭で養育されている障がいのある子どもであるいは、家庭で養育されている障がいのある子どもに対し、児童相談所や市町村と連携し、障がい児支援の専門性を活かした支援の提供について検討します。

図18 【障がい児支援の地域連携】

しょう じしぇん ちいきれんけい **障がい児支援の地域連携(イメージ)**



がっこうきょういくじゅうじつ (2) 学校教育の充実

すいしん してん 【**推進の視点**】

- ・ 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する必要があります。

すいしんしさく 【**推進施策**】

①教育相談・支援体制の整備

- ・ 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター*83 とう れんけい はか ほごしゃ たい てきせつ じょうほうていきょう おこな はったつ おく しょう 等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの そうき きょういくそうだん しぇん じゅうじつ つと 早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- ・ 教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、学校と保育所や幼稚園、
 はったつしえん
 さんけいきかん そうぎょうこ しゅうろうさき
 まいだ こべっ きょういくしょんけいがくとう ひきっ
 子ども発達支援センター等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継
 そうご れんけい そくしん
 ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。

ようじ ぎ むきょういくじゅうじつ ②幼児・義務教育の充実

・ 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を
がいいのでは、中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、
は、か・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、
は、からからどうこうしょう しょうたい おう とくべつしまんがっこう せいび き む きょういくじゅうじつ つと 並びに就学動向や障がいの状態に応じた特別支援学校の整備など義務教育の充実に努めます。

こうきちゅうとうきょういくじゅうじつ 3後期中等教育の充実

・ 障がいのある生徒の後期中等教育の機会を確保するため、職業学科を設置する特別支援学校高等部など、受入体制の整備に努めます。

④キャリア教育・職業教育の充実

・ 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後のしんろ えんかつ かくほ がっこう じどうそうだんじょ しんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょ こうきょうしょくぎょうあんていじょ 進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所(ハローワーしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん きぎょうとう れんけい ここ きぼう しょう とくせいとう おう ク)、障害者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じたしんろしどう しゅうろうしえん けいかくてき そしきてき すり 進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

⑤交流及び共同学習等の充実

で共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がい で共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がい でと のある人とのふれあいや交流など教育活動を充実します。

とくべつしえんがっこうとう きょういくかつどう こうかい じょうほうはっしん とお とくべつしえんきょういく たい 特別支援学校等の教育活動の公開やホームページによる情報発信などを通して、特別支援教育に対 りかい けいはつ ずず する理解・啓発を進めます。

しょう とくせい はいりょ きょういく じゅうじつ ⑥障がいの特性に配慮した教育の充実

- ・ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、自立 かつどうたんとうきょういん いくせい かくほ つと 活動担当教員の育成・確保に努めます。
- ・ 障がいの特性に応じた指導やICT(情報通信技術)を活用した指導等を効果的に行うための施設設備 はいび いりょうてき たいおう かんごし はいち きょういくかんきょう せいび つと の整備や、医療的ケアに対応するための看護師の配置など、教育環境の整備に努めます。
- ほうもんきょういく じゅうじつ しどうないよう ほうほうとう かいぜん きょうざい きょうく かいはつ そくしん つと 訪問教育を充実するため、指導内容・方法等の改善や教材・教具の開発の促進に努めます。
- ょうちえん しょう ちゅうがっこう こうとうがっこうとう はったつしょう ふく しょう はん どっせいと とくせい おう 幼稚園、小・中学校、高等学校等における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の特性に応してきる しょん じゅうじつ つと じた指導や支援の充実に努めます。

とくべつしょんきょういくしぇんいん はいち きょういくかんきょう せいび そくしん つとまた、特別支援教育支援員*84の配置など、教育環境の整備の促進に努めます。

けんしゅう ちょうさけんきゅうじゅうじつ 一分研修、調査研究の充実

- ・ 児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、道立特別支援教育センターにおける特別支援教 いく かん そうごうてきけんきゅう そうだんじぎょう とくべつしょんきょういくかいけいしょくいんけんしゅうとう じゅうじつ つと 育に関する総合的研究、相談事業、特別支援教育関係職員の研修等の充実に努めます。

いりょうてき ひつよう こ なんちょうじ しえん じゅうじつ (3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

①医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

【推進の視点】

- ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が身近な地域において安心して生活することができる よう、充実した支援体制の構築を図ることが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 常時介護を必要とする障がいのある子どもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- ・ 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、北海道医療的ケア児等支援センター*85が中心と
 なり、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的
 はなり、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族で関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的
 はなり、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族で関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的
 はなり、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族で関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的
 はなり、支援をおいせい じゅうじつ つと
 に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援体制の充実に努めます。
- いりょうてき ひつよう こ しぇん じゅうじつ はか かくけんいき かくしちょうそん きょうぎ ば を擦的ケアを必要とする子どもへの支援の充実を図るため、各圏域、各市町村における協議の場の まいき かんけいきかん れんけいきいせい こうちく つと 設置を進めるなど、地域や関係機関における連携体制の構築に努めます。
- じゅうしょうしんしんしょう じ ふく いりょうてき ひつよう こ うけい おこな ちいき いりょうきかん しょうがいふくし 重症心身障がい児を含めた医療的ケアの必要な子どもの受入れを行う地域の医療機関や障害福祉

サービス事業所等を把握するほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディ ぜんしちょうそん はいち こんざい いくせい おこな いりょうてき じょな かぞく えんかつ ひつよう ネーターが全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、医療的ケア児及びその家族が円滑に必要な 支援を受けられる環境を整備します。

また、その人材育成に当たっては、コーディネーターに求められる役割に沿った内容の研修を行います。

- ・ 広域分散の地域特性を有する本道において、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある子どもへの支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほか、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との連携促進を図り、その
 しえんがくれいき、せいじんき、えんかつ ひ つ こ 支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう努めます。
- ・ 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの
 いつよう ざいたく しょう
 必要な在宅の障がいのある子どもの家族の休息(レスパイト)の確保など、地域生活を支援する体制
 の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期
 にゅうしょう まこな じぎょうしょ そうか む とりくみ ます
 入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村に じっし こんなん せんもんてきしえん ふく じゅうそうてき しえんたいせい せいび はか おいて実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。

②難聴児への支援の充実

^{すいしん} してん 【**推進の視点**】

・ 難聴児については、早期に聞こえにくさに気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援を行うこ とが重要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から
 りょういく たいせいせいび きょうぎかい せっち しんせいじちょうかくけんさ りょういく ちたい えんかつ じっし 療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施
 てびきしょ しゅうちとう しんせいじちょうかく にゅうようじけんこうしんさ さい はや なんちょう するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴にき りょういく こりくみ すす 気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・ 業職児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、 世報・
 はいますきたが、はいますきかが、とうりつをうがっこうとう れんけい なんちょう きいん おく おいりょうきかん どうりつをうがっこうとう れんけい なんちょう きいん おく かいりょうきかん どうりつをうがっこうとう れんけい なんちょう きいん おく かいり 大き でき しゃかいてきはったつ がく からず とうりつをうがっこうとう れんけい なんちょう きいん おく かいの できるよう ないきょう ちてき しゃかいてきはったつ がっか かき そうき の影響、知的、社会的発達の遅れを未然に防ぐ、または最小限にとどめるため、可能な限り早期にりょういく せんもんてき しきん にゅうようじき はったつ そくしん はか なんちょうじしきん ちゅうかくてき 寮育につなげ、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、難聴児支援のための中核的 きのう ゆう たいせい かくほ すす 機能を有する体制の確保を進めます。
- まょうかくしょう こ そう きりょういくたいせい はか どうりつろうがっこう ちょうかくしょう にゅうようじ 聴覚障がいのある子どもの早期療育体制を図るため、道立聾学校において聴覚障がいのある乳幼児 たいしょう そうだん しえん おこな を対象とした相談・支援を行います。

はつたつしょう ひと ざいたく しょう ひととう しぇん 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

【現状と課題】

・ 発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、関係機関等の連携の下に切れ目のない しえん ひつよう 支援が必要です。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくには、在宅で生活するための様々 な支援が必要です。

^{かんが かた} 【考え方】

・ 発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等のかくぶんや かんけいきかん そうご れんけい かのう かぎ みちか ばしょ き め しえん う 各分野の関係機関が相互に連携し、可能な限り身近な場所で切れ目のない支援を受けられるよう、 しょく すいしん 施策を推進します。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、障害 ふくし せいど ほうちんかんごとう いりょうせいど 福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための支援体制の充実に努めます。

(1) 発達障がいのある人への支援の充実

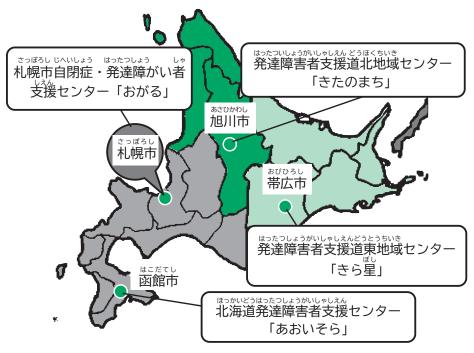
^{すいしん} してん 【**推進の視点**】

- ・ 発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、 しょう そうきはっけん とくせい おう えんじょなら かぞく たい しぇん じゅうじっ すす ひっょう 障がいの早期発見と、特性に応じた援助並びにその家族に対する支援の充実を進めることが必要です。
- ・ 身近な地域において、必要な支援が得られるよう取組を推進するとともに、多くの道民が発達障が いを正しく理解するための普及啓発を図ることが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

- ・ 発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等には はったつしえんすいしんきょうぎかい いけんこうかん おこな じゅうじつ はか ついて、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ります。
- ・ 発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境について、乳幼児期、学齢期、就労期等、一貫した も がれ目のない支援が行えるよう、適切に引き継ぎを行うなど、関係機関との連携を促進します。
- ・ 発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、はたっしょうがいしゃしえん ちいき 発達障害者支援 (地域) センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、たっしょうがいしゃしえん なっちいき (地域) センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な真に ひっとう そうだん ちいき しえんしゃ いっしょ こべつ そうだんしえん おこな ちいき そうだんしえんたいせい 必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を行い、地域の相談支援体制づくりを 推進します。
- ・ 発達障がいの特性などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の方々はばひろ けいはつかつどう すいしん そうだんしえんきかん はったつしょう かん しんりょう おこな いりょうきかんとう への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関等の じょうほう にょう ここ こいきょう 情報をホームページ等により提供します。

型19 【発達障害者支援 (地域) センターの支援対象エリア】



でいたく しょう ひととう しぇん じゅうじつ 在宅の障がいのある人等への支援の充実

【推進の視点】

- ・ 重症心身障がいや在宅の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、身近な
 もいき しんしん じょうきょう おう しぇん
 カリカ
 地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当たって、その人数や受け
 ているサービスなどの現状等を把握するとともに関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目
 な いっかん
 しぇん
 たいき
 たんばう
 カウ
 たんばう
 カウ
 たんばう
 カウ
 たんばう
 カウ
 たんばう
 カウ
 たんばう
 カウ
 たんがが、
 たんが、
 たんが、
 たいきかん
 たんが、
 たんが、
 たんが、
 たんが、
 たんが、
 たいきかん
 たんが、
 たんが、
 たいさかん
 たんが、
 たんが、
 たいさかん
 たんが、
 たいさかん
 たんが、
 たんが、
 たいさかん
 たいさから大人まで切れ自
 ないしまん
 たいさい
 たんだいせい
 こうちく
 ひつよう
 の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。
- しょう ひと じりっ にちじょうせいかっ しゃかいせいかっ いとな いくせいいりょう じりっしえん 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立支援 いりょうとう てきせっ ていきょう ひつよう 医療等の適切な提供が必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実

- ・地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいののとにつちゅうかつどう さんか かぞく きゅうそく ある人の日中活動への参加や家族の休息(レスパイト)の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- ・ 直接的なサービス提供の担い手となる看護師等従事者の育成、確保を図るため、地域の医療機関やしょうがいふくし じぎょうしょとう しょくいん たいしょう じゅうしょうしんしんしょう ひと しぇんほうほうとう かん けんしゅう 障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がいのある人への支援方法等に関する研修や、できせつ いりょうてき おこな ひつよう ちしき ぎじゅつ かん けんしゅう かんけいだんたいとう れんけい じっし 適切な医療的ケアを行うために必要な知識、技術などに関する研修を関係団体等と連携し実施します。
- しょうがいふくし じぎょうしょとう かくたんきゅういんとうぎょうむ おこな かいごしょくいんとう けいかくてき ようせい はか 障害福祉サービス事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等の計画的な養成を図ります。

じりつしえんいりょうとう ていきょう ②自立支援医療等の提供

しょう ひと しんしん しょう じょうたい けいげん はか じりっ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 障がいのある人が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営む

ために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し、 はいと しゅうち りょうしゃ しぇん つと 制度の周知や利用者の支援に努めます。

じゅうとしんしんしょう でと けんこう ほ じ ふくし ぞうしん はか しちょうそん じっし いりょうきゅうふじぎょう たい 重度心身障がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対し、北海道医療給付事業⁸⁶による支援を行います。

じりつ しゃかいさんか そくしん とりくみていちゃく 10 **自立と社会参加の促進・取組定着**

げんじょう かだい 【現状と課題】

・ 障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化芸術活動、当事者にじしゅてきからどう ちいき さまざま かっとう さんか せいかっ しっこうじょう じってじつげん はか きかい じゅうじっ よる自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実ときんか そくしん かんきょう もと 参加を促進する環境づくりが求められています。

でいる。 しょうがいがくしゅう かくだい いし そっらしゅだん かくほ いどうしえん じゅうじっ はか ひつよう おん かけいじゅつ かくだい いし そっらしゅだん かくほ いどうしえん じゅうじっ はか ひつよう 活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

かんが かた 【考え方】

・ 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとと もに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビ リティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

しょう ひと ちいきじゅうみんとう こうりゅう ば せいび い し そつうしゅだん かくほ いどう かん さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する しえん りょうそくしん つと 支援の利用促進などに努めます。

しゃかいさんか そくしん (1) 社会参加の促進

【推進の視点】

・ 障がいのある人が、自主的に行動し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。

まいしんしさく 【**推進施策**】

①社会参加促進対策の推進等

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する意思疎通支援者の派遣や、移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。
- ・ 障がいのある人自らの社会参加を促進するため、北海道障害者社会参加推進センターが行う、社会 きんかかつどう かん そうだん じょうほう しゅうしゅう ていきょう とりくみ そくしん 参加活動に関する相談や、情報の収集・提供の取組を促進します。
- せんきょ ゆうびんとう ふざいしゃとうひょうせいど てんじ とうひょうせいど かつよう しゅうち とうひょうじょ ・ 選挙において、郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の活用の周知や、投票所におい しょう とくせい はいりょ しえん おこな しちょうそんせんきょかんりいいんかい たい はたら ても障がいの特性に配慮した支援が行われるよう、市町村選挙管理委員会に対し働きかけます。
- ・ 地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しないよう、主催者が企画の段階から障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進されるよう、様々な機会をとらえ周知に努めます。

- ・ 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、共生型事業をかつよう しょう ひと ちいきじゅうみんとう こうりゅう ば せいび そくしん 活用し、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備を促進します。
- すいきかつどう おこな しょう ひと しぇん はん えぬしょう かん そうだん じょげん 地域活動を行おうとする障がいのある人たちを支援するため、NPO法人の設立等に関する相談や助言っと に努めます。

いどうしぇん かくほ ②**移動支援の確保**

・ 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援(行動援護・同行援護、移動支えたき)の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、市ちょうそん じゅうみんかつどう しゅさいしゃ こうつうじぎょうしゃ ひろ しゅうち いどうしえんどう かくほ そくしん 町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者など広く周知し、移動支援等の確保を促進します。

③ボランティアとの連携

- ・ ボランティアの養成・派遣を通じて障がいのある人の社会参加を推進する市町村の取組の支援に努めます。
- ・ 市町村がボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすい体制の整備を行う取組を支援します。

しゃかいさんか **④社会参加のための生活訓練の実施**

- にゅうしょ つうしょまた ほうもん かくしゅくんれん にちじょうせいかつどうさくんれん ほこうくんれん てんじくんれん ふくしょうぐ しょう 入所、通所又は訪問による各種訓練(日常生活動作訓練、歩行訓練、点字訓練、福祉用具の使用くんれんとう じっし ちゅうと しかくしょう しゃ しえん つと 訓練等)を実施し、中途視覚障がい者への支援に努めます。
- しょくとうはつおんくんれん じんこういんとう はつおんくんれんとう おこな しっぺいとう こうとう てきじゅつ ひと しえん つと 食道発音訓練、人工咽頭による発音訓練等を行い、疾病等により喉頭を摘出した人への支援に努めます。
- けんこう ぶんか ぼうさい しゃかいせいかつ ひつよう ちしきしゅうとく こうざ かいさい しかく ちょうかく しょう 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための講座を開催し、視覚や聴覚に障がいのあ ひと る人などへの支援に努めます。

(2) スポーツ・文化芸術活動の振興

【推進の視点】

すいしんしさく 【**推進施策**】

①スポーツ・レクリエーションの振興

- ・関係団体と連携し、障がい者スポーツの体験等により、社会に対する障がい者スポーツの理解促進 たよう しゅたい しえん かくだい はか と多様な主体による支援の拡大を図ります。
- しょう しゃ かん しどうしゃ とう じんざいかくだい はか でがい者スポーツに関する指導者やボランティア等の人材拡大を図ります。
- ・ 障がい者スポーツを行うことができる施設や場の拡大を図ります。
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を含め、障がい者を含め誰もが
 りょう しせつ じゅうじつ はか
 利用しやすい施設の充実を図ります。
- ・ 障がい者スポーツの競技力向上のための環境改善・支援方策を検討します。

・ 「I'm POSSIBLE*87」の活用等によるパラリンピック教育の充実を図ります。

ぶんかげいじゅつかつどう しんこう ②文化芸術活動の振興

- ・ 障がいのある人の美術、演劇、音楽等をはじめとする多様な文化芸術活動を支援する拠点として しょう しゃけいじゅつぶん かかつどうしょん せっち すいしん せっち すいしん しょう しゃけいじゅつぶん かかつどうしょん せっち すいしん 位置づけられている「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し推進します。

- ・ 障がいのある人の文化芸術活動の実態把握や情報収集を行うとともに広く発信することに努めます。
- かんけいだんたいとう れんけい いけんこうかん じょうほうきょうゆう つと しょう しょう ひと ぶん かけいじゅつかつどう・ 関係団体等との連携により、意見交換や情報共有に努めながら、障がいのある人の文化芸術活動をしまん 支援します。

(3) 読書バリアフリーの推進

【推進の視点】

・ 障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる しゃかい じつげん む とりくみ すす 社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。

ずいしん しさく 【**推進の施策**】

①読書バリアフリーに関する各種取組の推進

- ・ 点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報でいきょう しかくしょうほうほうこう を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク (サピエ)*88について、その内容や利用方法等を周知することで活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。
- ・ 関係機関が行う点訳図書、DAISY図書作成のためのボランティア育成・確保について、支援します。

(4) 生涯学習機会の充実

すいしん してん 【推進の視点】

・ 障がいの有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を しょうがい ないぞく 生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要です。

ずいしんしさく 【**推進施策**】

がくしゅうきかい じゅうじつ

①学習機会の充実

- ・ 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習機会の充実に努めます。
- はいしん がっこうじょうほう かっよう がくしゅうかっとう すいしん がしていーじょうほう ・ インターネットからの配信による学校情報などの活用による学習活動を推進するため、ICT(情報

つうしんぎじゅつ ふきゅう そくしん つと 通信技術)の普及・促進に努めます。

じょうほうていきょう そうだんたいせい じゅうじつ ②情報提供・相談体制の充実

しょうがいがくしゅう せっきょくてき さんか そくしん どう しちょうそん しょうがいがくしゅうかんれんしせっ こうとうきょういく・ 生涯学習への積極的な参加を促進するため、道・市町村はもとより、生涯学習関連施設や高等教育

きかん も がくしゅうじょうほう がくしゅうじょうほう がくしゅうじょうほうていきょう そうだんたいせい せいび そくしん 機関が持つ学習情報のネットワーク化により、学習情報提供と相談体制の整備を促進します。

③指導者の養成

たよう がくしゅう たいおう ちぃき しょうがいがくしゅう すいしん しどうしゃ ようせい かくほ つと 多様な学習ニーズに対応するため、地域における生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

IV バリアフリー社会の実現

ほっかいどう い し そつうしえんじょうれい しゅわげんごじょうれい しさく すいしん 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

げんじょう かだい 【現状と課題】

そのため、障がいの特性に対応したICT(情報通信技術)の利用の促進や情報提供の充実のほか、障がいの特性に対応したICT(情報通信技術)の利用の促進や情報提供の充実のほか、障がいの特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人しょう ひと じっしつてき どうとう じょうほう え じょうほうほしょう かくほ はか ひつようが障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるように情報保障の確保を図ることが必要です。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、 しゅわしゅうとく ひつよう しえん おこな ひつよう 手話を習得するために必要な支援を行う必要があります。

かんが かた 【考**え方**】

また、手話言語条例に基づき、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、聴覚に障 がいのある人等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現を目指します。

じょうほうつうしん じょうほう こうじょう (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

【推進の視点】

・ ICT (情報通信技術) の活用により、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むことが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

じょうほう ①情報バリアフリー化の促進

- が、そくしん ・ ICT(情報通信技術)の発展による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化を促進します。
- しょう ひと じょうほう りょう かん すいしん じょうほうつうしん き き とう かん **ゆがいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関す**る

じょうほうていきょう こうじれい しゅうち つと ふきゅう りょう そくしん はか 情報提供や好事例の周知などに努め、普及や利用の促進を図ります。

しょう ひと かぞく じょうほうつうしん き き りょう かん そうだんとう じっし しょう しゃんパロー・ 障がいのある人やその家族からの情報通信機器の利用に関する相談等を実施する障がい者ITサポー せっち じょうほうつうしんぎじゅつ りょうおよ かつよう きかい かくだい はか トセンターの設置により、情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。

い し そつうしえん じゅうじつ (2) 意思疎通支援の充実

ずいしん してん 【**推進の視点**】

・ 障がいのある人の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての とうみん きょうせい る はとう とりくみ 道民がみんなで共生する暮らしやすい社会の実現を目的に意思疎通の支援に関する各種施策等の取組を進めることが必要です。

【推進施策】

りかい そくしん **①理解の促進**

- ・ 障がいのある人や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、 ネハマランレりょうとう かつよう とうじしゃ しぇんしゃだんたいとう れんけい じょうほうていきょう しく 映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めます。

②意思疎通手段の確保等

- ・ 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。
- ・ 点字、手話、要約筆記、触手話、代筆・代読、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じいしてつうしまん。 かくほ かくほ かくほ かくほ かくほ かくほ かくほ かくほ かく 意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いなすい環境の整備に努めます。
- しゅわつうやくしゃ ふざいちいき さいがい きんきゅうじたいとう しゅわつうやくしゃ はけん こんなん ばあい えんかつ しえん 手話通訳者の不在地域や、災害や緊急事態等で手話通訳者の派遣が困難な場合でも、円滑な支援をでいきょう かんきょう せいび えんかくしゅわつうやく じっし すいしん 提供できる環境を整備するため、遠隔手話通訳の実施を推進します。

じょうほうほしょう すいしん **③情報保障の推進**

- ・ 点字やインターネットによる新聞情報の提供や、広報紙「ほっかいどう」の点字版・CD版の作成や とうせいこうほうばんぐみ 道政広報番組へのテロップ (字幕)・手話通訳の利用、道公式ホームページへの自動読み上げ機能の 搭載などにより、道政の話題や生活に必要な情報を提供します。
- ・ 選挙管理委員会が発行する選挙公報について、市町村選挙管理委員会に対し、点字版や音声版等のはつこう しゅわつうやくどう しょう そくせい はいりょ じょうほうほしょう つと 発行、手話通訳等、障がいの特性に配慮した情報保障に努めるよう働きかけます。
- ・ 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。

いしをつうしえんしゃ ようせいおよ はけん すいしん 全意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

てんやくほうしいん ろうどくほうしいん しゅわつうやくしゃ しゅわほうしいん ようやくひっきしゃ ようやくひっきほうしいん もう 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者(手話奉仕員)、要約筆記者(要約筆記奉仕員)、盲ろう

しゃつうやく かいじょいん じっこしょうしゃむ いし そつうしえんしゃとう いし そつうしえんしゃ ようせい はけん 者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、意思疎通支援者の養成・派遣については、道、 しちょうそん やくわり にな うえ かんけいきかん れんけい どうない いしそつうしえん こうじょう はか 市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります。

- ・ 市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実を促すととも

 たいせい、せいび、しょうでは、たいせい、じゅうじつ、うなが
 ととも
 に、体制が整備されていない市町村について、課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きかけに
 っと 努めます。

(3) 言語としての手話の理解促進等

すいしん してん 【**推進の視点**】

すいしんしさく 【**推進施策**】

どうみん りかいそくしんとう **①道民の理解促進等**

- ・ 手話が独自の言語であることについて、広報誌やインターネット等の様々な情報媒体を通じて周知 とうみん りかいそくしん ふきゅうけいはつ はか し、道民の理解促進や普及啓発を図ります。
- ・ 市町村と連携して、小中学生への手話講座等の実施により、児童・生徒の時期に手話を知る機会のかくほうとなる。 確保に努めます。
- けいざいだんたい けんちくだんだい どうない かんけいだんたい たい しゅわ どくじ げんご ・ 経済団体、建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報 まこな まこな 提供などを行います。
- ・ 道民向けにインターネット(動画配信)を活用した手話講座を実施するなど、道民が広く手話をしゅうとく きかい もう 習得する機会を設けます。
- とうしょくいん たいしょう しゅりこうざ じっし どうしょくいん そっせん しゅり もち く ・ 道職員を対象にした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるよう取り組みます。

②手話を習得する機会の確保

・ 道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する 機会を確保します。

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

ほっかいどうふくし じょうれい くわ くに こうれいしゃ じょうがいしゃとう いどうとう えんかっか そくしん 北海道福祉のまちづくり条例に加え、国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といっ ほんどう ちぃきとくせい ふ だれ あんぜん かいてき せいかっ ふくし た本道の地域特性などを踏まえ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まい や公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

また、障がいのある人等が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・ ^{ほうはんたいさく} すいしんとう はか ひつよう 防犯対策の推進等を図る必要があります。

かんが かた 【考え方】

・ 障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから こうつうきかん たんぞく あんぜん かいてき どうろこうつう かくほ ぼうはんたいさく すいしん 交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

(1) 住まい・まちづくりの推進

【推進の視点】

・ 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進する ため、障がいのある人が安心して生活できる住まいの確保、建築物等のバリアフリー化を推進すると ともに、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりの推進が必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

①住まいの整備

- ・ 障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加 していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながら公営住宅等におけるユニバー かきゅうそくしん すす サルデザインの普及促進を進めます。
- ・ 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村と関係 だんたい れんけいそくしん しちょうそん じゅうたくかいぜん かん そうだんしえんたいせい せいび はか 団体との連携促進により、市町村における住宅改善に関する相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅等に円滑に にゅうきょ 入居できるよう支援します。
- ・ 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具 の利用を促進します。

②福祉のまちづくりの推進

- ・ 多くの人が利用する建築物、道路など公共的な施設において北海道福祉のまちづくり条例に基づき、 しょう でと はいりょ ふくしかんきょう せいび そくしん 障がいのある人に配慮した福祉環境の整備を促進します。
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者、建築技術者などへの広報活動や普及啓発、研修に努めるとともに、まかいどうふくし、まかいとうふくし、いりょう はんちく はいざい ろうどう きんゆう こうつう ふくし いりょう はんちくし おいまう はんりょう こと はいかい こうほうかつどう いきゅうけいはつ けんしゅう つと はっちしゃ けんちくぎじゅつしゃ はっちしゃ けんちくぎじゅつしゃ かすいものとなるよう、設置者、建築技術者などへの広報活動や普及啓発、研修に努めるとともに、まかいどうふくし けんちく けいざい ろうどう きんゆう こうつう ふくし いりょう お海道福祉のまちづくり推進連絡協議会において、建築、経済、労働、金融、交通、福祉、医療など

の幅広い分野の構成団体と一体となって福祉のまちづくりに取組みます。

- ・ 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの活用促進やまちづくり表彰の実施などにより、 世書せつかんれい ちいき ひつよう はいりょ 積雪寒冷な地域で必要な配慮など、わかりやすい整備内容の普及を図ります。
- ・ 公共的施設や道路、公園等について、障がいの特性に配慮した適切な整備を進めるため、福祉環境 かつよう そくしん せっちしゃとう ぎじゅつてき じょげんとう おこな アドバイザーの活用を促進し設置者等への技術的な助言等を行います。
- しょう ひと もうとうけん かいじょけん しんだいしょうがいしゃほじょけん どうはん こうきょうしせっ しょうぎょうしせっ じょうぎょう しせっ でがいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、こうきょうこうつうきかん えんかつ りょう りかい そくしん つと 公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

【推進の視点】

こうきょうできしせっ 公共的施設のバリアフリー化に止まらず、障がいのある人の円滑な移動に資するため、公共交通機関 とう、せいび、ほこうくうかんとう 等の整備や歩行空間等のバリアフリー化などを促進することが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

こうつうきかんとう せいびそくしん

- ・ 駅舎等の建築物については、北海道福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけるとともに、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床バスの導入のといるという。 はたら 促進等について働きかけます。

②歩行空間等のバリアフリー化の推進

- ・ 視覚に障がいのある人や車いす使用者などの移動の妨げとなる路上放置物の撤去や迷惑駐車の是正 がんけいきかんとう れんけい けいはつ こうほう つと などについて、関係機関等との連携により、啓発・広報に努めます。
- 。 安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機設置等によるバリアフリー化を推進します。
- でつどうえきしゅうへんちゅうしんしがいち つうがく ろとう ちゅうしん にちじょうせいかつ いどう しえん ほどうじょはいせつ ・ 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、日常生活における移動の支援のため歩道除排雪 しゅうじつ かんけいきかんとう はたら の充実を関係機関等に働きかけます。

③観光へのアクセス

・ 障がいのある人などが気軽に旅行などを楽しむことができるよう、北海道福祉のまちづくり条例に かんこうしせつとう かんこうしせつとう かんこうしせつ とう かんこうしせつ とう かんこうしせつ とう かんこうしせつ しゅくはくしせつ かんこうじょう ていきょう つと れの障がい特性に配慮された観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

【推進の視点】

・ 障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害や集団感染の発生時による
せいかつかんきょう へんか たいおう ひつよう
生活環境の変化などに対応でき、必要なときにその障がいの特性に応じた適切な支援が受けられる
ちぃき たいせい すす ひつよう
地域の体制づくりを進めることが必要です。

すいしんしさく 【**推進施策**】

しちょうそん ①市町村における災害時要配慮者支援策の充実

- ・ 災害時における障がいのある人等の避難支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者の個別避難
 けいかくさくせい すす しょう しょん
 計画作成が進むよう、市町村を支援するとともに、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者
 とう しょんたいさく で で しょうきんとう かんけいきかん かんけいだんたい とりくみ そくしん
 等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・ 市町村に対して、災害時における障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション方法などを取りまとめた「災害時の障がい者支援対策等の事例集」や「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の一層の周知を図り、災害や集団感染の発生時における障がいのある人への支援の充実に努めます。
- ・ 障がいのある人等が避難所において、障がい特性に応じた支援を受け安心して生活できるよう、 しちょうそん かくしひなんじょ かくほ そくしん 市町村における福祉避難所*90の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保への ひきがしまる独自の支援制度である被災者相談や福祉的支援を行うことを目的とした「北海道災害 はけん 派遣ケアチーム (DCAT)」等による人材の確保を行います。
- ・ 障がいのある人へ必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行えるよう、日常生活用具等の有効 かつよう はか しちょうそん たい じょうほう いし そつうしえん き きとう じょうほうていきょう つと 活用を図るため、市町村に対する情報・意思疎通支援機器等の情報提供に努めます。

②共生による地域の体制づくりの推進

- ・ 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域で くりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全の確保を図りながら、障がい のある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。
- ・ 被災した障がいのある人の中には、一時的に施設等への避難が必要な場合があることから、市町村とはできまった。 はっとう まいだ れんけい はか と施設等の間における連携を図っていきます。
- しょう ひと にちじょうてき じょうほう ていきょう い しゃっうしえん じゅうじつ さいがい しゅうだんかんせん 障がいのある人への日常的な情報の提供や意思疎通支援などを充実させながら、災害や集団感染のはっせい じ しえんたいせい ずず 発生時における支援体制づくりを進めます。

かんせんしょう そな とりくみ また、感染症に備えた取組については、「北海道感染症予防計画」や「北海道新型インフルエンザ等 たいさくこうどうけいかく とう ふ かまんたいせい 対策行動計画」等を踏まえ、支援体制づくりを進めます。

・ 災害時に、障がいのある人等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における せいかつきのう ていかとう ぼうし 生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣 福祉チーム(DWAT)」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による こうちく 「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。

しせつりょうしゃ たい さいがいじとう しぇんさく すいしん ③施設利用者などに対する災害時等の支援策の推進

- ・ 道が策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を活用し、社会福祉 しせっとう かしょうさいがいたいさくけいかく さくてい で かつよう しゃかいふくし 道が策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定を進めます。
- ・ 道と施設関係団体の間で締結した「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、 はいがいじ しせつりょうしゃ ひなんさき かくほ ひさいしせつ じんてき ぶってきしえん まこな 災害時における施設利用者の避難先の確保や、被災施設などへの人的・物的支援を行っていきます。

また、個々の施設に対しても、災害時において、直接避難できる同種・類似の施設を確保できるよう、 しせっかんそうご きょうてい ていけつ はたら 施設間相互の協定の締結について働きかけます。

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを提供できるよう、障害者支援施設等における ・ 素うなけいぞくけいかく ぴーレーぴー さくてい けんしゅう くんれん じっし 業務継続計画 (BCP) の策定、研修・訓練の実施などを支援します。
- ・ 障害者支援施設等を利用する障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のしまっせいび、ほうはん、かか しょくいん たいおう かん てんけんとう とりくみ そくしん かんけいきかん ちいき ための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域 しゅうみんとう れんけい あんぜんかく ほたいせい こうちく つと 住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。
- ・ 障害者支援施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するととも
 じっちしどう じっしどう しょうかせっぴ た ひじょうさいがい さい ひっよう せっぴ せっちじょうきょう ひじょう
 に、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常
 さいがいたいさくけいかく ぎょうむけいぞくけいかく びーレーグー さくていじょうきょう ひなんくんれん じっしじょうきょうとう かくにん てきせつ 災害対策計画及び業務継続計画 (BCP) の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な
 きょち こう しせっとう たい かいぜん はか しどう おい おい 施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・ 障害者支援施設等に対する集団指導において、感染症対策に関する国からの関係通知を周知し、かんせんよぼう えんぼうし じゅうようせい せつめい じっちしどう じっしとう けんしゅう くんれん ぎょうむ 感染予防とまん延防止の重要性を説明するとともに、実地指導の実施等により、研修・訓練や業務 けいぞくけいかく さくていとう てきせつ そ ち こう かくにん てきせつ そ ち こう しせっとう だい 継続計画の策定等、適切な措置を講じているかを確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、かいぜん はか しとう 改善が図られるよう指導します。
- ・ 障害者支援施設等において、感染症の集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策を講じる必要が をいる場合には、医療機関と連携し、基本的な感染対策や、施設の状況に応じたゾーニング等、感染 対策に関する助言を行うことができるよう平時から準備を進めます。
- ・ 障害者支援施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や支援を維持する しょとうたいおう かか そうだん かんせんせいぎょ かか じょげん おこな ため、初動対応に係る相談や感染制御に係る助言を行います。
- きんねん さいがい かんせんしょう はっせいじょうきょう ふ しょうがいしゃしぇん しせっとう たい ぼうさい かんせんしょうたいさく しゅうち 近年の災害や感染症の発生状況を踏まえ、障害者支援施設等に対し防災や感染症対策について周知 まこな を行います。